

# 平成27年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

## 第1節

- 資料1 平成27年度原子力総合防災訓練の概要
- 資料2 平成27年度原子力総合防災訓練の訓練内容
- 資料3 原子力総合防災訓練までの段階的訓練
- 資料4 原子力防災計画等及び訓練の継続的改善（PDCAサイクル）

## 第2節 平成27年度原子力総合防災訓練の評価

### 3 訓練評価の概要（評価の観点を踏まえて確認等をした事項）

- 資料5 陸路避難時間
- 資料6 一時集結所までの避難時間（伊方地域）
- 資料7 一時集結所までの避難時間（瀬戸地域）
- 資料8 一時集結所までの避難時間（三崎地域）
- 資料9 海路避難時間
- 資料10 住民避難支援のための海路移動時間
- 資料11 各種船舶の三崎港までの移動時間見積等
- 資料12 三崎港周辺の気象・海象の年間傾向及びフェリー運航状況
- 資料13 気象・海象が住民避難に及ぼす影響（フェリーの運航の可否判断）
- 資料14 ヘリ映伝時の飛行経路と時間（1日目：施設敷地緊急事態）
- 資料15 ヘリ映伝時の飛行時間（2日目：全面緊急事態）
- 資料16 ヘリの飛行に関する時間見積

## 第3節

### 1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

### 2 国が参加主体となる訓練

#### 警戒事態

- 資料17 26年度及び27年度の総合防における警戒事態要請文の比較
- 資料18 OFCの参集状況
- 資料19 （ケース1）陸路避難を実施する場合
- 資料20 （ケース2）陸路避難、海路避難等を実施する場合
- 資料21 オフサイトセンターでのリアルタイムの情報共有
- 資料22 オフサイトセンターの運営状況（初動段階の会議等）
- 資料23 オフサイトセンターにおける兵棋台活用による情報共有

#### 施設敷地緊急事態

- 資料24 住民避難に係る意思決定の流れ（11月8日）
- 資料25 施設敷地緊急事態（10条）における避難の実施計画
- 資料26 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料27 26年度及び27年度の総合防における施設敷地緊急事態要請文の比較

#### 現地への国職員・専門家の緊急輸送

- 資料28 愛媛県オフサイトセンターへの各移動経路
- 資料29 国の職員・専門家の緊急輸送（松山空港）
- 資料30 オフサイトセンターの運営状況（10条事象以降の会議等）
- 資料31 オフサイトセンター各班の主要業務
- 資料32 オフサイトセンターでの活動準備及びその活用状況

#### 全面緊急事態

- 資料33 原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）
- 資料34 伊方発電所原子力災害対応体制（オフサイト）
- 資料35 情報伝達体系図（トップダウン）

- 資料36 情報伝達体系図（ボトムアップ）
- 資料37 全面緊急事態（15条）における避難の実施計画
- 資料38 全面緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料39 26年度及び27年度の総合防における全面緊急事態指示文の比較
- 資料40 オフサイトセンターの運営状況（15条事象以降の会議等）
- 資料41 リアルタイムでの避難状況の把握
- 資料42 住民避難における通信網図（一例）

## **O I L 2**

- 資料43 O I L 2におけるUPZ住民の一時移転の実施計画
- 資料44 O I L 2におけるUPZ住民の一時移転の実施方針

### **3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練**

#### **3.1 PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練**

- 資料45 施設敷地緊急事態（10条）における避難の実施状況
- 資料46 PAZ圏内（伊方地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料47 予防避難エリア内（瀬戸地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料48 予防避難エリア内（三崎地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料49 つわぶき荘（伊方地域）の要避難者の陸路避難
- 資料50 三崎つわぶき荘の要避難者の海路避難
- 資料51 串診療所（三崎地域）屋内退避要避難者の急患搬送

#### **3.2 PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練**

- 資料52 全面緊急事態（15条）における避難の実施計画
- 資料53 PAZ圏内（伊方地域）R4の一般住民避難者訓練経路図
- 資料54 予防避難エリア内（瀬戸地域）R4の一般住民避難者訓練経路図
- 資料55 予防避難エリア内（三崎地域）R2の一般住民避難者訓練経路図
- 資料56 予防避難エリア内（三崎地域）の一般住民避難者訓練経路図

#### **3.4 UPZ内の一部住民一時移転実施訓練**

- 資料57 O I L 2における一時移転の実施計画
- 資料58 O I L 2における一時移転の訓練経路図

#### **3.5 交通規制・警戒警備訓練**

- 資料59 交通規制訓練（交通規制・PAZ立入規制箇所）
- 資料60 予防避難エリア内（三崎地域）の住民避難における先導等訓練経路図
- 資料61 PAZ・予防避難エリア内（瀬戸地域）の住民避難における先導等訓練経路図

#### **3.6 ヘリテレ映伝訓練**

- 資料62 愛媛県警ヘリによる映像伝送（OFC）

### **その他**

- 資料63 住民への理解促進手段の一例（台湾の例）
- 資料64 原子力防災の7つの留意事項（台湾の例）

**別添資料** 住民アンケート報告書

## 1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等

原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認

「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証

訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善  
原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

## 2 実施時期

平成27年11月8日(日)、9日(月)

## 3 訓練の対象となる原子力事業所

四国電力(株)伊方発電所

## 4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:愛媛県、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、山口県、上関町ほか関係縣市町

事業者:四国電力(株)

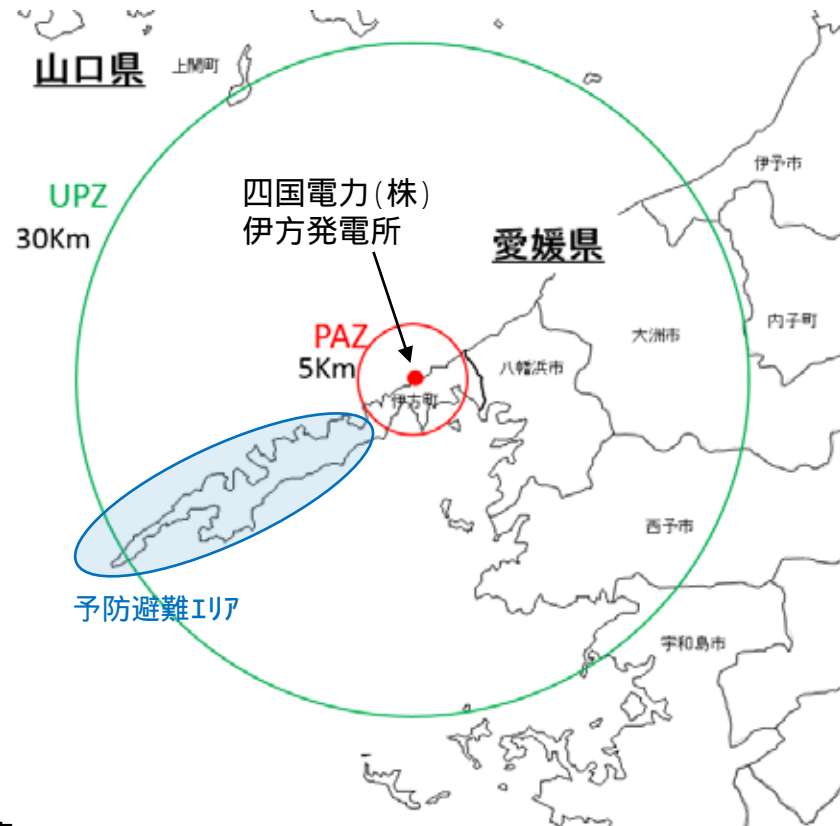
関係機関:放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

## 5 訓練内容

- (1) 迅速な初動体制の確立訓練
- (2) 中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練
- (3) 全面緊急事態を受けた実動訓練

### < 事態想定 >

伊方発電所において、地震の影響による外部電源喪失を契機として事態が進展し、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定。



PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone  
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

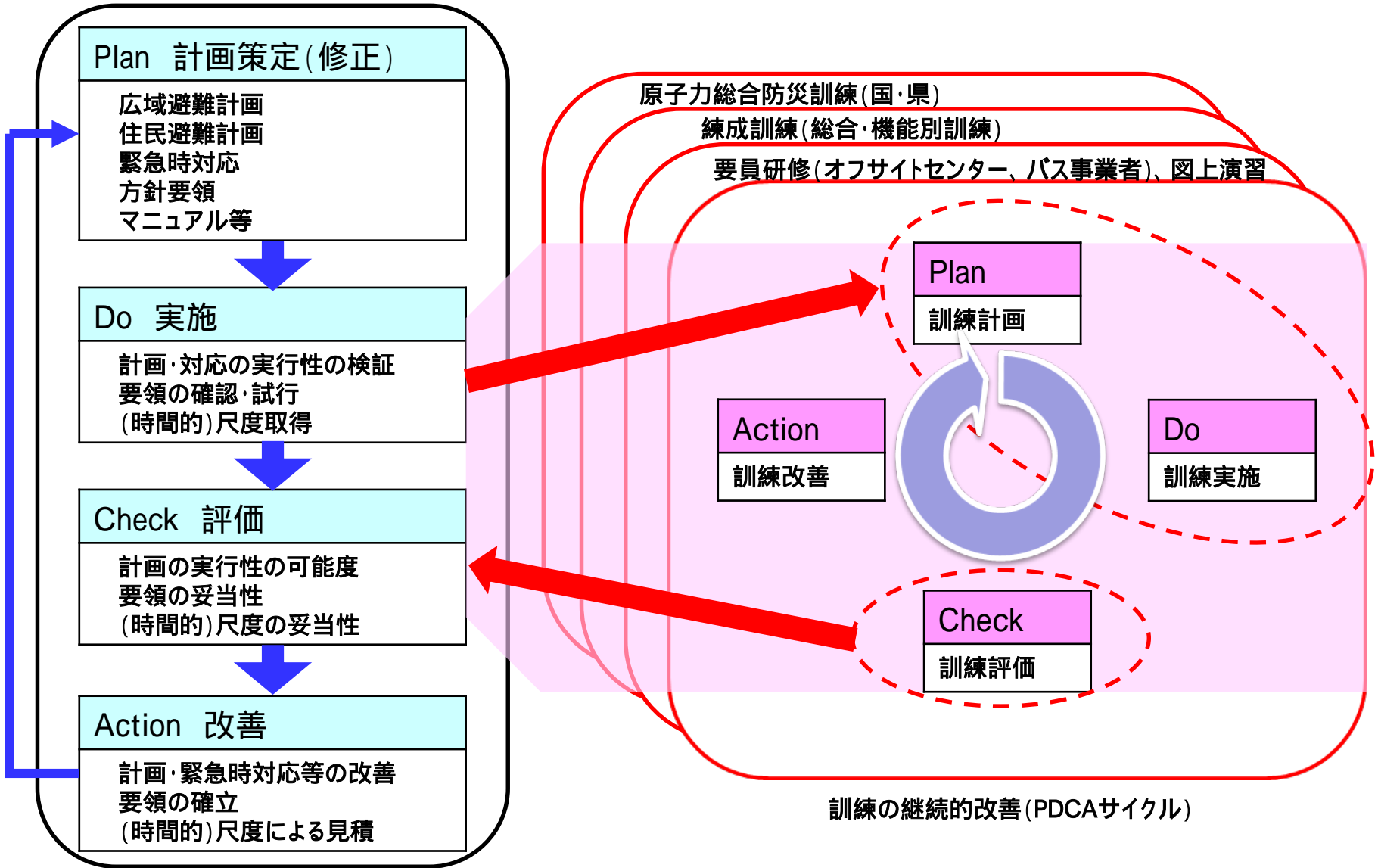
予防避難エリア(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

	1日目	2日目
午前	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p><b>警戒事態への対応</b> (迅速な初動体制の確立訓練)</p>	<p><b>全面緊急事態への対応</b> (全面緊急事態を受けた実動訓練)</p> <p>&lt; 機能別訓練 &gt;                      ・PAZ圏内及び予防避難エリア住民の避難                      ・UPZ圏内住民の屋内退避</p> <p>&lt; 機能別訓練 &gt;                      ・緊急時モニタリング                      ・UPZ圏内住民の一時移転</p> <p>&lt; 機能別訓練 &gt;                      ・汚染患者の搬送・処置</p>
	<p>施設敷地緊急事態発生</p> <p><b>施設敷地緊急事態への対応</b> (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練)</p> <p>複合災害に対応した非対・原対本部 合同会議運営訓練 PAZ・予防避難エリア内要援護者の 避難訓練</p>	
午後	<p>全面緊急事態発生</p> <p><b>全面緊急事態への対応</b> (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練)</p> <p>複合災害に対応した非対・原災本部 合同会議運営訓練 PAZ・予防避難エリア内住民の避難訓練</p>	
	<p>事業者訓練(事態収束活動)</p>	

# 原子力総合防災訓練までの段階的訓練

資料3

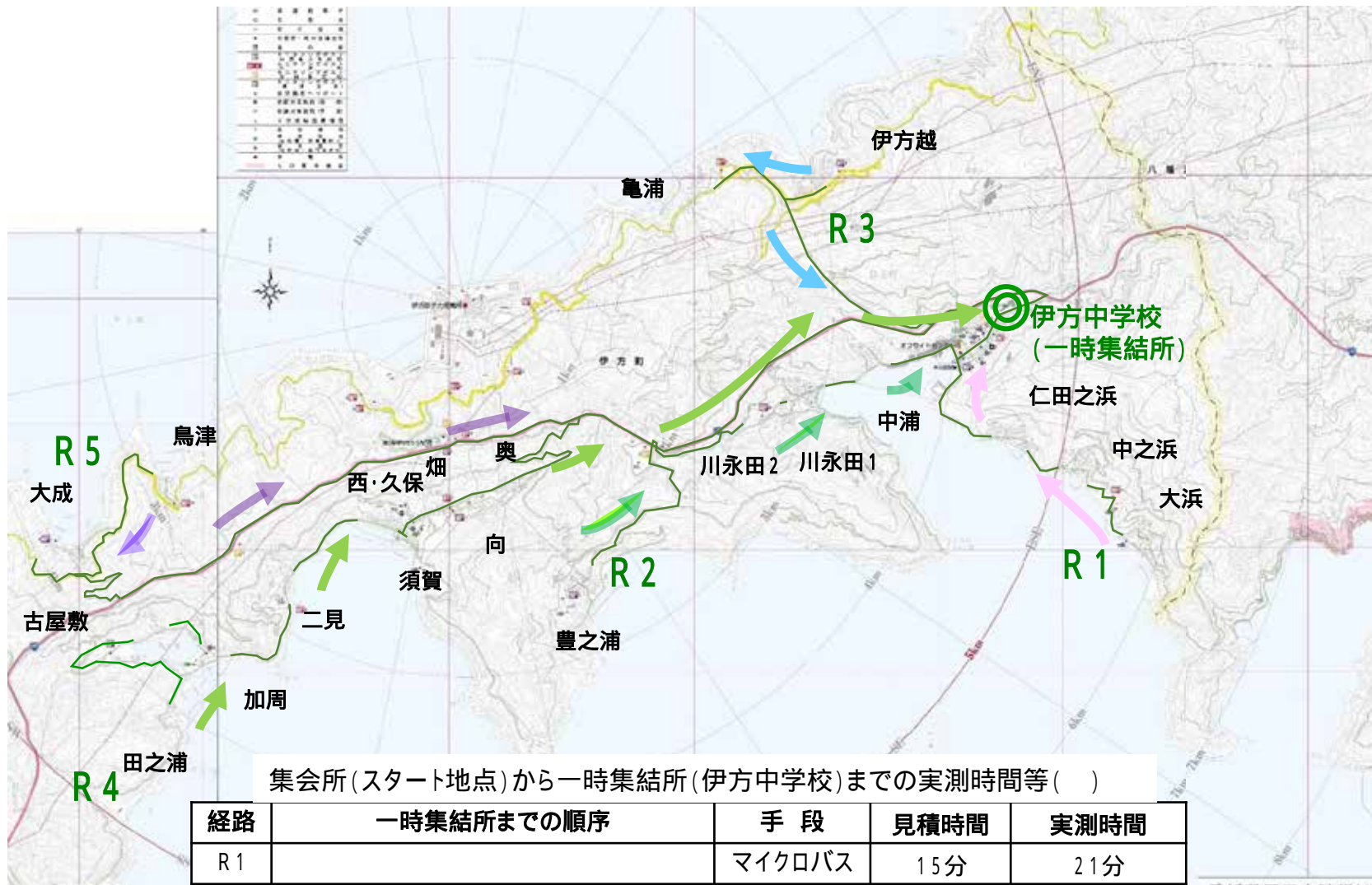
連番	時期	訓練名	訓練の狙い	訓練の概要	訓練習熟度
1	3月25日	第1回 官邸立ち上げ 訓練	官邸における勤務要領の確認、リエゾンの勤務要領の確認	・緊急参集要員の内、官邸で勤務する職員に対して官邸の立ち上げ・使用機材の設置について訓練し、時間尺度等を取る。	緊急参集要員に対する官邸の立ち上げ要領及び機材の取扱いについて班員相互自発的に実施
2	7月8日	第2回 官邸立ち上げ 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	新規要員に対して、共用会議室の立ち上げの完成形をイメージさせる。
3	7月9日	第1回 ERC機材取扱い 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、ERC・OFC要員に対し、使用機材の取扱いについて訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、ERCの機材の取り扱いについて訓練を実施	ERCの使用機材について、自ら使用できる。
4	7月15日	第2回 ERC機材取扱い 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	ERCの使用機材について自ら使用できる。
5	7月16日	第3回 官邸立ち上げ 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	班員相互連携して官邸の立ち上げができる。
6	8月5日	総合防災訓練 説明会及び機能 班要員研修 (ERC要員・官 邸要員)	総合防災訓練の概要について説明し併せて、地域防災計画及び予防避難エリアの考え方について理解し、機能班内での認識の共有を図る。	・新規緊急参集要員に対して、座学形式で総合防災訓練のスケジュール、地域防災計画、予防避難エリアについて研修し、その後、各機能班での班長以下の機能班要員に対する勤務要領の研修、マニュアルの確認するとともに6日の訓練準備を行う。	研修の機会を通じて、機能班内の連携、勤務要領について理解し、緊急参集要員としての意識の高揚を図る。
7	8月6日	官邸・ERC 連携訓練	警戒事態～15条事態までの流れについて訓練し、主要幹部への適時の報告要領、原災本部設置までの手続きを確認する。	警戒事態～施設敷地緊急事態(10条事象)～全面緊急事態(15条事象)～緊急事態宣言まで	事故発生から一連の流れについて手順を確認(機能班長以下の参加)
8	9月4日	OFC要員訓練	OFC要員に対する勤務要領について訓練	時系列に応じたOFCの活動内容、特に県庁・関係市町との情報共有要領について訓練	活動要領の習熟
9	9月28日 9月29日	機能班別訓練	各機能班の活動要領の習熟	各機能班で準備すべき資料、マニュアルを作成	活動要領の習熟
10	10月20日	総合予行 (プレ訓練)	官邸、ERC、OFC等において、関係省庁、関係自治体、関係指定公共団体、事業者を含めた連携の確認(住民避難等は含めず)	・午前が1日目の内容の訓練 ・午後が2日目の内容の訓練 総合防災訓練のイメージが出来るよう訓練	総合防災訓練の一連の流れを短縮して実施し、準備の促進を図る。(関係省庁参加)
11	11月8日 11月9日	<b>平成27年度原子力総合防災訓練</b>			



原子力防災計画等の継続的改善 (PDCAサイクル)



伊方及び瀬戸地域の各一時集結所から避難経路所までの実測値(全面緊急事態:2日目)

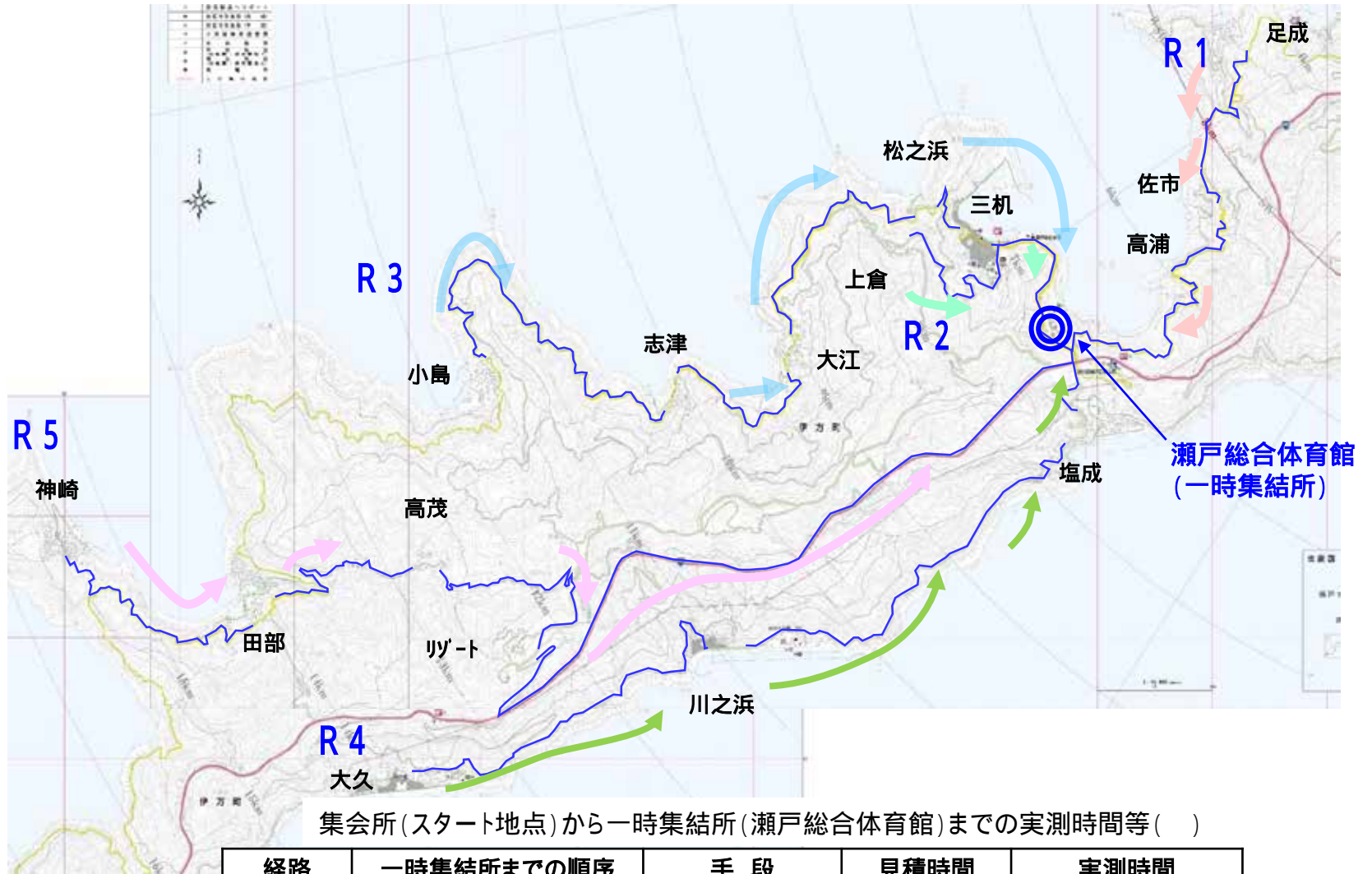


集会所(スタート地点)から一時集結所(伊方中学校)までの実測時間等( )

経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		マイクロバス	15分	21分
R 2		マイクロバス	20分	31分
R 3		ワゴン車	10分	15分
R 4		バス	32分	40分
R 5		ワゴン車	30分	29分

○: 徒歩誘導が必要な場所





経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		ワゴン車	22分	21分
R 2		ワゴン車	10分	12分
R 3		ワゴン車	25分	31分
R 4		マイクロバス	30分	31分
R 5		ワゴン車	50分	41分



集会所(スタート地点)から一時集結所(三崎総合体育館)までの実測時間等( )

経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		マイクロバス	35分	40分
R 2		マイクロバス	30分	24分
R 3		マイクロバス	20分	16分
R 4 - 1		マイクロバス	34分	47分
R 4 - 2		ワゴン車	20分	24分

○: 徒歩誘導が必要な場所